

第122回東北地方交通審議会
船員部会議事要録

平成30年12月21日
東北地方交通審議会
船員部会事務局

東北地方交通審議会 第122回船員部会

日 時 平成30年12月21日（金） 13：30～

場 所 仙台第4合同庁舎 4階会議室

出席者 公益委員：高橋(真)部会長、増田部会長代理

豊田委員、森委員

労働者委員：熊谷委員、高橋(雅)委員、津田委員

使用者委員：勝倉委員、白幡委員、平岡委員

運輸局：畠山海事振興部長、丹藤海事振興部次長

佐藤船員労働環境・海技資格課長

柳田船員労政課長、村林専門官、大友労政係長

議 題

- (1) 船員の特定最低賃金の改正に係る東北地方交通審議会の意見に関する公示について
- (2) 管内の雇用等の状況について
- (3) その他

(資料)

- | | |
|------|-----------------------------------|
| 資料1 | 船員の特定最低賃金の改正に係る東北地方交通審議会の意見に関する公示 |
| 資料2 | 船員職業安定業務取扱状況説明資料（10月分） |
| 資料3 | 新規求人・求職数（東北管内：3年対比） |
| 資料4 | 有効求人・求職数（東北管内：3年対比） |
| 資料5 | 新規求人・求職数（全国） |
| 資料6 | 有効求人・求職数（全国） |
| 資料7 | 有効求人倍率（東北管内） |
| 資料8 | 有効求人倍率（全国） |
| 資料9 | 船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示 |
| 資料10 | 東北運輸局管内における船員数の推移及び船員災害・疾病発生状況 |
| 資料11 | 新聞情報 |

◎開 会

【丹藤海事振興部次長】

〔第122回船員部会の成立状況について報告〕

〔配付資料の確認〕

◎議 事

(1) 船員の特定最低賃金の改正に係る東北地方交通審議会の意見に関する公示について

【高橋（真） 部会長】

それでは議事に入ります。

議事次第の「議題（1）船員の特定最低賃金の改正に係る東北地方交通審議会の意見に関する公示について」、事務局から報告をお願いします。

〔柳田船員労政課長から資料1に基づき報告〕

【高橋（真） 部会長】

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

【高橋（雅） 労働者委員】

そうすると、効力の発生する月は2月くらいでしょうか。

【柳田船員労政課長】

この意見要旨を公示して、15日間意見を求め、その後、今度は改正決定公示を行い決定するわけですが、この改正決定公示期間は1カ月になりますので、大体年度末をめどに効力が発生する予定で進めています。

【高橋（雅） 労働者委員】

わかりました。

(2) 管内の雇用等の状況について

【高橋（真） 部会長】

そのほかございますか。

それでは、ご意見、ご質問等ないようですので、前回の当船員部会からの審議結果報告のとおり、近日中に公示されるということです。

次に、「議題（2）管内の雇用等の状況について」、事務局から報告をお願いします。

[柳田船員労政課長から資料2から資料8に基づき報告]

(3) その他

【高橋（真） 部会長】

ただいまの報告について、ご意見、ご質問はありますでしょうか。

ないようですので、続きまして「議題（3）その他」に入ります。

まず最初に、資料9について事務局から説明をお願いします。

[柳田船員労政課長から資料9に基づき説明]

【高橋（真） 部会長】

ただいまの説明内容について、ご意見、ご質問はありますでしょうか。

ないようですので、次に資料10について事務局から説明をお願いします。

[佐藤船員労働環境・海技資格課長から資料10に基づき説明]

【高橋（真） 部会長】

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

ないようですので、次に、委員の皆様から情報提供をお願いします。

最初に、労働者委員からお願いします。

【高橋（雅） 労働者委員】

11月6日から9日まで海員組合の全国定期大会が開催され、その中で活動方針と決議案4本が決定しました。それをもとに、12月10日、12日、13日と3日間にわたって各省庁、政党に決定事項についての申し入れを行いました。

申し入れた内容ですが、

1. 船員の確保・育成について
2. 海技教育機関における乗船実習中の食料金自己負担化の見直しについて
3. 船員養成教育機関の維持・定員拡大について
4. 女性船員の増加に向けた取り組みについて
5. 海に親しむ活動の推進について
6. 「海の日」の7月20日の固定化について
7. 船員税制確立への取り組みについて
8. 海難事故の撲滅と安全対策について
9. 情報通信インフラの整備について
10. 海賊等事案への対策について
11. ホルムズ海峡の航行安全の確保について
12. 税関、入管、船舶衛生検査の柔軟な対応について
13. マイクロプラスチック対策について
14. 漁船代替建造への取り組みについて
15. 我が国漁船漁業における漁業生産量の拡大について
16. 世界と我が国の水産物資源管理と違法漁船の廃絶について
17. 捕鯨対策について
18. 海洋資源調査の拡大について
19. 日本人漁船員の確保・育成について
20. 外国人漁船員の権利擁護強化について
21. 漁業最低賃金の設定について
22. カボタージュ規制の堅持について
23. 船用燃料油補助政策への取り組みについて
24. フェリー・旅客船の維持・存続について
25. 「久里浜一金谷」航路の存続について
26. 本四架橋における料金收受業務の維持・存続について

以上の26点です。また、決議案については、

- ・「久里浜一金谷」航路存続を求める決議
- ・海技教育機関練習船における食料金の実習生負担化に断固反対する決議
- ・本州四国連絡架橋で働く組合員の雇用を守る決議
- ・フェリー・旅客船の維持・存続を求める決議

という内容で申し入れを行いました。

同様に、地方においても、例えば船員の税制に関することや海に親しむ活動等について、各支部で申し入れを行っております。

また、さきの臨時国会で入国管理法が改正され、これにより外国人人材の拡大ということで、1号特定という外国人を技能実習生のワンランク上の労働者として受け入れるということです。この制度は、現在、技能実習制度をやっている水産関係にもあてはまることになると思います。そして、水産関係の運用方針の素案が、19日の自民党の水産合同会議で明らかになり、年間で、漁業は最大9,000人とし、水産加工関係に水産食料品製造業分野も含まれるということで、それと合わせると大体1万500人となり、この1万500人を上限とするという内容です。

漁業についてですが、漁業の特殊性に配慮し、派遣での雇用も可能としています。2019年度内に試験を実施するとしていますが、この試験というのは、日常生活に支障のない日本語の能力を判定する試験と、漁業や養殖で監督者の指示を理解し、的確に遂行できるかの能力を判定する試験という内容です。国外で年6回程度この試験を実施し、日本沖での実習生を修了した人はこの試験を免除されるということです。

また、派遣が可能となったのは14業種中農業と漁業で、漁業の場合は、同じ地域でも、忙しいときと忙しくないときの異なる経営体が離島などに存在しているという特殊性を踏まえて、地域内での労働の融通、雇用支援の一元化などについて対応できるようにするという内容です。

そして、今は、技能実習生を管理する団体を、漁協、漁連などが管理団体となり管轄していますが、この派遣事業者は同じ漁協とか生産組合など、漁業に関する業務を行っている組織に決定するという内容です。

【高橋（真） 部会長】

ほかに労働者委員からありませんか。

では、使用者委員からお願いします。

【平岡使用者委員】

最近、年金支給の開始が延び、それに伴い、高年齢雇用継続給付金を国で支給し、給料は下げてもいいということで、作業船ですが、4割とか5割減にすると、それに、高年齢雇用継続給付金を合わせて生活する形になりますが、ここで、最賃の職員の賃金がネックになるということです。内航船であればそんなことはなく、最賃を下回るというより、はるか上でないと人が集まらないという状況ですが、家から弁当を持って通っている船員の場合、給料を5割減にすると、最賃の金額がネックになり、陸上とのバランスが全然とれないということを知りました。このことは、高年齢雇用継続給付金という制度は最近始まりましたが、最賃は昭和33年ぐらいからやっているのです、最賃の制度そのものがどうなのかということだと思います。

【高橋（真） 部会長】

そうすると、今のネックになるという意味は、高年齢雇用継続給付金が始まったのに、最賃があるので下げられないという意味ですか。

【平岡使用者委員】

給料を、例えば定年時の60%とか50%にすると、最賃よりも下がってしまうということです。けれども、本人はまず雇用契約を結び、そういう同意で乗っているわけで、高年齢雇用継続給付金と、年金の一部をもらう方もいます。そうすると、それなりの所得にはなるわけですが、最賃はあくまでも会社から支給する賃金なので、年金や高年齢雇用継続給付金の控除分はありません。

【高橋（真） 部会長】

どう考えるかだと思います。

【平岡使用者委員】

結局は、船も陸上も同じで、年金の支給開始時期を引き延ばしているため、そ

の分に対して、国では、年金をもらうまでは雇用しなさいということだと思います。

【高橋（真） 部会長】

だから、年金の減額分を雇用という形で賃金で支払って、生活費全体としては、確保するということですね。

【平岡使用者委員】

そういうことです。しかし、給付金や年金というのは、最賃には適用にならないわけです。

【高橋（真） 部会長】

そういうことですね。

【高橋（雅） 労働者委員】

でも、法律上、最賃はクリアしないとイケないのではないですか。

【平岡使用者委員】

だから、今後、最賃の金額について、60歳以上に関しては何らかの措置があってもいいのではないかと思います。

【高橋（真） 部会長】

実態として、陸上と同じになると、漁業者にとっては、かえって不利な金額になると思います。

【平岡使用者委員】

定年後に対して、国では高年齢雇用継続給付金を支給して、賃金は下げてもいいですと言っているわけです。ところが、最賃ではそのことが全く考慮されていないと思います。

【高橋（真） 部会長】

船員の最賃を下げると、船員労働として働きたいという高年齢者が逆に行かなくなり、かえって船員不足になるという気がします。

【平岡使用者委員】

私が言っているのは、あくまでも定年になったら下げてもいいのではないのかということです。

【増田部会長代理】

最賃の金額を下げるのではなくてですね。

【平岡使用者委員】

そうです。

【増田部会長代理】

働いている時間から、その高年齢雇用継続給付金をもらっている部分は控除して、トータルで最賃が満たされるような設定にしてくださいということですか。

【平岡使用者委員】

そういうことです。

【高橋（真） 部会長】

だから、最賃と定年は全く無関係なので、定年がどうこうの問題ではないと思います。

【平岡使用者委員】

高年齢雇用継続給付金をもらったら、国では賃金を下げてもいいとっているので、両方合わせて見てもらえないかという考えです。

【増田部会長代理】

年金を受け取る人もいるし、先送りして後から受ける人もいますよね。

【平岡使用者委員】

高年齢雇用継続給付金は申請が必要なので、会社でもわかります。

【高橋（真） 部会長】

船員の側からすると、どうですか。

【高橋（雅） 労働者委員】

今、実際に乗っている人は、年金をもらうために賃金を下げたりして年金をもらっています。結局、月額査定額を下げれば、在職高齢年金の形でもらえると思います。

【平岡使用者委員】

年金というよりも、高年齢雇用継続給付金といったほうがわかりやすいと思います。それは会社で申請して、会社ではなく国から支給されます。そして、それも賃金と同様、生活の資金となりますが、国ではその分、賃金を下げてもいいと言っています。

【高橋（雅） 労働者委員】

結局のところ、もし、船員保険も低い金額で掛けていれば、その分は、チャージされないと 생각합니다。

【平岡使用者委員】

その分のチャージはないです。

【高橋（雅） 労働者委員】

そうなると、年金をもらっている人がもしけがをしたら、この低い金額の手当しか出ないことになると思います。

【平岡使用者委員】

そうなります。

【高橋（雅）労働者委員】

そうになったら、何のために船に乗っているのか。そういう災害が起きたときの補償関係もしっかりしないといけないと思います。

【増田部会長代理】

さっきの給付金は、雇用者それとも個人のどちらに払われるのか。

【平岡使用者委員】

個人に直接、払われます。

【豊田公益委員】

給料を下げてもいいというのは、法律で決まっていることでしょうか。

【平岡使用者委員】

そうです。高年齢雇用安定法において、とにかく年金をもらえるまでは雇用しなさいということです。

【豊田公益委員】

そうすると、その法律上に何らかの規定がなければ、つまり、最低賃金を下回ってもいいと法律が規定していない限りは、現行法上、その法律により、賃金を下げてもいいけれど、最低限、そこは最低賃金の範囲内という解釈にならざるを得ないのであって、そこが理不尽だということであれば、法律を変えろということになってくると思います。

【津田労働者委員】

最低賃金という本来の趣旨は、船員が最低条件の生活を送るための最低限の金額ということです。だから、今の平岡委員の話は、違う法律ができたので、2つ

足してこの額を満たせばいいでしょうということであり、最低賃金を下げるとかの議論ではなく、違う話だと私は思います。現在、政府主導により同一労働、同一賃金が進められている中で、61歳になったら賃金が半分の最低賃金を下回る給料となるのは、あり得ないと思います。

【勝倉使用者委員】

今の話に関連しますが、漁船側からの意見として、気仙沼でも高齢船員の処遇、待遇の件については、よく話し合われることがあります。漁船の人数、船員の人数がどんどん少なくなっていて、年齢も高齢化してきているというところもあり、やはり、1年でも2年でも長く現役の船員に活躍していただきたいという考えを皆さん持っています。

その中で、現在、年齢の高い船員というのは、船長であったり機関長であったり、幹部として活躍されている方が多いので、そういった方に次の次世代の船員が育つまで、1年でも2年でも、教育も含めて船の上で活躍してもらいたいということで、今、最低賃金を下回るという話もありましたが、漁船としては、今支払っている報酬を満額支払った上で、年金も100%もらえるような制度にならないかと話し合っています。そのことは、船員にとっても、今もらっている船員としての報酬を100%もらいながら、別枠で年金をもらうということで、非常にいいことです。

先ほど、船員数の推移の説明がありましたが、船員が徐々に漸減してきている状況を今後、少しでも右肩上がりには、若い船員を育てることとあわせて、今活躍している年齢の高い船員に、1年でも2年でも協力してもらうことが大事で、そういう体制を築くためには、やはり年金の満額支給ということも一つ大きなポイントになると思います。

つまり、考え方としては、乗組員、船員の所得を大きく上げていくということです。今は、60歳を過ぎて、年金をもらいたくてももらえないというところもあるので、それが会社から支給される報酬は今までどおりもらえて、さらに、年金もプラスαでもらえれば、まだまだ海の仕事をしたいという人はかなりいると思います。よって、そういう制度設計というのが、これからは非常に重要になると思います。

【高橋（雅）労働者委員】

船の船長、漁船は特に自分の体力次第なので、お金云々の話ではないと思います。いかに長く勤められるような環境にあるかないか、それだけのことだと思います。

【増田部会長代理】

国家公務員でも漁船でもそうですが、貴重な人材なので継続してほしいというのはいろいろな分野であると思います。そのときに年金を下げないのかというのは、現在の年金制度等を鑑みながら、また別の全体としての議論が必要であると思います。

【高橋（真）部会長】

話がどんどん広がりましたが、大事な話だと思います。これからの高齢化社会において、現役で働ける人たちがどうやって暮らしていけるかということも、今後、船員のほうからも考えてみたいと思います。

そのほか、情報提供ありませんか。

ほかにはないので、本日の議事は終了といたします。

次回の船員部会は、来年の1月25日金曜日の16時から、会場はここ4階会議室で開催します。

◎閉 会